

## 妊婦のための支援給付事業 Q&A

1	妊婦のための支援給付の対象者は誰ですか？	名張市に住民票がある妊婦が対象です。
2	ふたご以上を妊娠した場合の「妊婦支援給付金」はどうなりますか？	妊娠届出後に妊婦支援給付金（1回目）5万円、妊婦支援給付金（2回目）は妊娠している子ども1人あたり5万円（ふたごの場合：10万円）を支給します。
3	妊娠が継続しなかった（流産・死産・人工妊娠中絶等の）場合は対象となりますか？	妊娠の届出をし、令和7年4月1日以降に流産・人工妊娠中絶・死産をされた場合も対象となります。妊娠届出後5万円及び胎児数×5万円を申請いただけます。また、妊娠の届出前でも、医師による胎児の心拍の確認がされた後の流産・人工妊娠中絶は同様に対象となります。 （ただし、妊娠の届出前に流産・人工妊娠中絶をされた方については、医師による胎児の心拍が確認されていた事実及び妊娠していた胎児の数等を証明する診断書が必要です。） * 令和7年4月1日以降に流産・死産等され、給付金の支給をご希望される場合は、健康・子育て支援室（0595-63-6970）までご連絡いただくか、メールにてお問い合わせください。
4	妊婦以外の名義の口座に振込はできますか？	妊婦以外の口座は指定できません。 振込先は、給付を受ける妊婦ご本人名義の口座をご指定ください。 <u>※旧姓名義の口座を指定される場合は、旧姓がわかる本人確認書類が必要です。</u>
5	郵送で申請する場合は、どうしたらよいですか？	申請書（原本）と申請者（請求者）本人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード（表面）、パスポートなど）の写しを提出してください。※旧姓名義の口座に振込を希望する場合は、旧姓がわかる本人確認書類の写しを添付してください。
6	妊娠届出後や出産後に転入出した（する）場合、妊婦支援給付金はどうなりますか？	申請日時点において申請先の市区町村に住民票があることが給付の要件になります。妊娠や出産後に転居される方は、給付の申請を終えてから転居する場合は、転出元の市区町村で給付を受け取り、給付の申請を行う前に転居する場合は、転出先の市区町村で給付の申請を行ってから給付を受け取ってください。
7	名張市に転入する前の住所地で「妊婦支援給付金」を受け取った場合でも名張市で申請できますか？	全国一律の制度のため、同一の妊娠により複数自治体から二重で受け取ることはできません。ただし、妊婦支援給付金（2回目）の受給がまだの方は、2回目のみ名張市で申請が可能です。